

道徳の指導資料に関する一考察

田中真秀*¹ 佐久間邦友*² 佐藤典子*³

1. 研究の背景と目的

現行の教育課程（学習指導要領）^{1,2)}まで教科外活動して行われてきた小・中学校の「道徳」は、2015（平成27）年3月の学校教育法施行規則及び小・中学校の学習指導要領の一部改正によって、「特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）」として位置付けられ、「考え・議論する道徳」への質的転換を図ることを目指し、小学校では2018（平成30）年度から、中学校で2019（平成31）年度から全面实施されることになった。

「道徳科」となることで、検定教科書を用いることにより小中9年間を通した授業展開が可能となる。そして「考え・議論する」という次期学習指導要領の考えに沿った授業転換が可能となることが期待されている。

さて、検定教科書を用いることにより、児童生徒の発達段階をふまえた内容や指導方法が確立され、主題やねらいの設定を行うことができることが期待される一方で課題もある。例えば、検定教科書を作成することは、「検定」を行うことにより、これまでは認められてきた自治体・学校独自の副教材や指導が廃れてしまうのではないかと、「道徳」の指導内容を「国」が明確に規定してしまうのではないかとという議論の結論は「道徳科」が導入されることが決定した現時点においても決着はついていない。

佐藤らは先行論文^{†1)}において、全国の自治体独自に作成した道徳に関する教材・指導資料等の事例名を調べた結果、2013（平成25）年9月時点、44都道府県、58市町村、13の政令指定都市での事例を確認した。加えて、東北6県の取組みに焦点を当てて教材・指導資料の内容や地域との関わり、配布対象などについてまとめた。

本論文では、東京都と福島県の教材・指導資料について現状を把握し、整理を行うことにより今後の道徳科の実施に当たりどのような課題が生じるであ

ろうかを予想・考察することを目的とする。

2. 研究方法

2.1 調査の対象と方法

中央教育審議会および教育再生実行会議等の審議の報告書などを基に、道徳の「教科化」の経緯や現状の副読本作成について、情報やその活用状況の実態を把握した。

次に、国立国会図書館のリサーチ・ナビに記載されている「道徳の教科書・副読本・教師用指導書」および文部科学省のホームページに記載されている「各自治体において作成した道徳に関する教材・指導資料等の例」⁴⁾を参照し、全国の自治体が作成した道徳に関する教材・指導資料等および自治体の具体的な取組みや作成教材資料について調べた。

調査方法は、各県の指導教材の資料比較と傾向分析（分類）である。

2.2 リサーチクエスチョン

本論文では2点のリサーチクエスチョンを示す。

1点目は、各県の指導教材の取組みを比較することで、「道徳」の学習指導要領の内容に合致している複数の自治体の共通項の内容と各県独自の内容があるのか否かを明らかにする。

2点目は、各県独自の取組みは、各県の教育課題と一致しているのではないかと明らかにする。

これらのリサーチクエスチョンを明らかにすることで、日本全体での道徳の取組みと各自治体の取組みの如何が、道徳科の学習指導要領にもある「郷土を愛する」視点と「国を愛する」視点を育てることにつながるのではないだろうか。つまり、教育課題を通した自治体の取組みを学ぶことで、郷土を理解し、最終的には愛することができるのではないかと予測する。

*1 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科

*2 郡山女子大学 家政学部人間生活学科

*3 東都医療大学 管理栄養学部 開設準備室（2018年4月より、東都医療大学 管理栄養学部 管理栄養学科）

（連絡先）田中真秀 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

E-mail: mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp

3. 先行研究の検討

3.1 『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）』

『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）【概要】』⁵⁾では、道徳教育について以下のようにまとめている。

15. 道徳教育

・小・中学校では、平成27年3月に学習指導要領等の一部改正を行い、「特別の教科 道徳」を新たに位置づけており、それに基づき「考え、議論する」道徳の授業への展開を図るとともに、各教科等で「学びに向かう力、人間性等」を育てることで道徳性を養う。

・高等学校では、特別活動及び公民科における「公共」「倫理」を中核的な指導場面として関連付けを図り、学校全体で人間としての在り方生き方に関する教育を進める。また、小中学校の内容とのつながりを意識しつつ生徒の実態に応じて重点化した全体計画を作成するとともに、新たに道徳教育推進教師を置くこととする。

・いじめへの対応、情報モラル等の現代的な課題への対応に加え、積極的な社会参画、障害者理解（「心のバリアフリー」）に関する取組みの充実を図る。

ここで特筆すべき事項として、「考え、議論する」道徳の授業への転換を図るとともに、各教科等で「学びに向かう力、人間性等」を育てることで道徳性を養う点にある。つまり、これまでの学習方法からの転換（今まで以上に積極的に学ぶ、いわゆるアクティブ・ラーニング）が求められているのである。また現代的な課題についても言及している。具体的には、いじめへの対応はもちろんのこと、スマートフォンやSNSに関連する問題に代表される情報モラル等への対応、障がい者理解に関する取組みの充実である。

このように、道徳の内容は普遍的な問題を取り扱う一方で、現代的課題も取り上げ、その育成には「主体的に」「議論する」ことが求められている。

3.2 2017（平成29）年3月に公表された新学習指導要領

2017（平成29）年3月、新学習指導要領⁶⁾が告示され、「道徳科」の具体的な目標及び内容が明らかになった。小学校学習指導要領の総則「第1 小学校

教育の基本と教育課程の役割」において、道徳教育の目指す方向性が以下のように示されている。

・学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

・道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

・道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のあるひら日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

また、小学校の「道徳科」の目標は、第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と示されている。その内容は、A：主として自分自身に関すること、B：主として人との関わりに関すること、C：主として集団や社会との関わりに関すること、D：主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関することの4種類である。

3.3 各自治体において作成した道徳に関する教材・指導資料等の例

表1、表2は、文部科学省が調査し2013（平成25）年9月時点で取りまとめた各自治体において作成した道徳に関する教材・指導資料等の例⁷⁾から抜粋したものである。

教材を作成している多くが都道府県レベルでの作成である。しかし、滋賀県のように県レベルでは作成しておらず、各市町村に任せている場合もあった。

表1 全国の道徳の授業での資料形式：冊子媒体がある都道府県・市町村

地方	自治体数	自治体名
北海道・東北地方	7	北海道・青森県・岩手県・宮城県・宮城県大河原教育事務所・山形県・福島県
関東地方	26	栃木県・群馬県・群馬県太田市・埼玉県・ <u>埼玉県さいたま市</u> ・埼玉県春日部市・埼玉県久喜市・埼玉県羽生市・埼玉県深谷市・埼玉県宮城町・千葉県・ <u>千葉県千葉市</u> ・東京都・東京都荒川区・東京都葛飾区・東京都渋谷区・東京都千代田区・東京都目黒区・東京都青梅市・東京都八王子市・東京都府中市・東京都町田市・東京都武蔵村山市・神奈川県・神奈川県横浜市・ <u>神奈川県川崎市</u>
中部地方	25	新潟県・新潟県見附市・富山県滑川市・富山県富山市・富山県立山町/舟橋村・石川県・石川県加賀市・石川県白山市・石川県かほく市・福井県・福井県大野市・山梨県・長野県・岐阜県海津市・岐阜県本巣市・岐阜県八百津市・岐阜県東白川村・静岡県・ <u>静岡県静岡市</u> ・ <u>静岡県浜松市</u> ・静岡県掛川市・静岡県袋井市・愛知県・ <u>愛知県名古屋</u> 市・愛知県岡崎市
近畿地方	21	三重県・滋賀県高島市・滋賀県長浜市・滋賀県野洲市・京都府・大阪府・ <u>大阪府堺市</u> ・大阪府大阪狭山市・大阪府岸和田市・大阪府吹田市・大阪府枚方市・兵庫県・ <u>兵庫県神戸市</u> ・兵庫県伊丹市・兵庫県加古川市・兵庫県高砂市・兵庫県豊岡市・兵庫県姫路市・兵庫県養父市・和歌山県・和歌山県田辺市
四国・中国地方	14	島根県・島根県益田市・島根県松江市・広島県呉市・広島県東広島市・広島県高石高原町・山口県・徳島県・香川県・香川県坂出市・愛媛県・愛媛県松山市・高知県・高知県安芸市
九州地方	19	福岡県・ <u>福岡県北九州市</u> ・佐賀県伊万里市・佐賀県嬉野市・佐賀県鹿島・佐賀県唐津市・佐賀県佐賀市・長崎県・長崎県長崎市・熊本県・大分県大分市・宮崎県・宮崎県高鍋町・鹿児島県・鹿児島県奄美市・鹿児島県出水市・鹿児島県鹿児島市・鹿児島県日置市・鹿児島県枕崎市

(文部科学省：各自治体において作成した道徳に関する教材・指導資料等の例より引用し筆者作成)

表2 全国の道徳の授業での資料形式：冊子媒体以外の都道府県・政令市都市・市町村

地方	資料形式	自治体名	自治体数
北海道・東北地方	電子媒体		0
	その他	北海道（ポスター）	1
関東地方	電子媒体	栃木県・千葉県	2
	その他	栃木県（映像・リーフレット）・栃木県小山市（リーフレット）・栃木県佐野市（ポスター・クリアファイル）・栃木県芳賀地区広域行政事務組合（リーフレット）・埼玉県杉戸町（リーフレット）・千葉県（映像・ポスター・かるた）・東京都（リーフレット）・東京都青梅市（しおり）・神奈川県大井町（プリント）	9
中部地方	電子媒体	石川県・岐阜県・愛知県	3
	その他	新潟県（リーフレット）・富山県（リーフレット・カード）・長野県（リーフレット・しおり）	3
近畿地方	電子媒体	大阪府堺市	1
	その他	奈良県（リーフレット）	1
四国・中国地方	電子媒体	広島県・広島県府中市・徳島県・高知県	4
	その他	広島県三次市（クリアファイル）・広島県安芸太田町（プリント）・広島県大崎上島町（プリント）・徳島県（映像・リーフレット）・愛媛県松山市（リーフレット）・高知県（リーフレット・クリアファイル）・広島県広島市（リーフレット）	7
九州地方	電子媒体	佐賀県・沖縄県	2
	その他	佐賀県伊万里市（リーフレット）・長崎県（リーフレット）・熊本県（映像・リーフレット）・鹿児島県薩摩川内市（リーフレット）	5

（文部科学省：各自治体において作成した道徳に関する教材・指導資料等の例より引用し筆者作成）

実際にはどのような教材を制作しているのだろうか。資料を「冊子媒体」「電子媒体」「その他」の3つに分類してみたところ、表1、表2からも分かるように、自治体レベルで作成されている教材の多くが「冊子媒体」によるものである。次いで多いものが「リーフレット」をはじめとする「その他」であった。なかには千葉県のように「かるた」を制作している自治体もある。

また、作成した教材の配布先として、児童・生徒、教師が最も多い結果となった。なかには教育関連施設や保護者などに配布している自治体もあり、保護者や地域を巻き込むのか否かについては自治体によって取組み方の違いがみられた。

4. 結果と考察



4.1 東京都独自の道徳資料⁸⁾

東京都は、首都東京の子供たちに郷土や国に対する愛着や誇りをはぐくむことを目指し、道徳の時間

に活用できる東京都を題材とした読み物資料集を作成した。

2006(平成18)年3月に「小・中学校東京都道徳教育郷土資料集(第1集)」,2007(平成19)年3月に「小・中学校東京都道徳教育郷土資料集(第2集)」,2009(平成21)年3月には第3集,2010(平成22)年3月には第4集が発刊された。2008(平成20)年3月に発刊された「東京都道徳教育郷土資料集」(第1集と第2集)は教員向けに提供されているものであり、同時にCD-ROM版も配布された。この資料集は、1集と2集で東京都全域から集めた40点の読み物資料が掲載されていた。例えば、小学校低学年では、うえの先生とハチ(渋谷区)、中学年では、三河島のつる(荒川区)、高学年では天然痘と戦う(武蔵村山市)、中学校では、海苔の町一大森(大田区)、甘い小松菜(江戸川区)などである。2012(平成24)年7月には、東京都独自の「道徳教育教材集」⁹⁾中学生版『心みつめて』が配布され、2013(平成25)年4月には、

表3 『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集

小学生版 (計 27 教材を掲載)	中学生版 (計 24 教材を掲載)
 <p>出典：東京都教育委員会 HP より※</p>	 <p>出典：東京都教育委員会 HP より※</p>
<p><u>〇1・2年生用教材</u> (10 教材)</p> <p>「ずるいな ずるいな」(公正, 公平, 社会正義)</p> <p>「ぞうの インディラ」(国際理解, 国際親善) 他</p> <p><u>〇3・4年生教材</u> (8 教材)</p> <p>「一言で表すと?」(礼儀)</p> <p>「タガメの記おく」(自然愛護) 他</p> <p><u>〇5・6年生教材</u> (9 教材)</p> <p>「借りたはずの自転車」(規則の尊重)</p> <p>「ヒマラヤを描く」(家族愛, 家族生活の充実) 他</p>	<p><u>生徒の実態に応じて、どの学年でも活用できる。</u></p> <p>「ある朝のできごと」(節度・節制)</p> <p>「またやろう」(礼儀)</p> <p>「友情について考える」(友情, 信頼)</p> <p>「人間の尊厳を守るために」(公正, 公平, 社会正義)</p> <p>「ブナの森にて」(自然愛護) 他</p>

(東京都教育委員会：「特別の教科道徳」移行措置対応東京都道徳教材集より引用し筆者作成)

独自の「道徳教育教材集」1・2年生版『心 あかるく』、3・4年生版『心 しなやかに』、5・6年生版『心 たくましく』を作成し、都内公立小学校等のすべての児童に配布された。教員向けには、『心』シリーズの活用ができるように道徳の時間で活用する場合と道徳の時間以外での活用についての資料集が提示された。さらには、2013（平成25）年4月下旬に公立小学校の全保護者にリーフレットを配布したことが特色といえる。

2015（平成27）年7月には、「子供たちの規範意識を育むために」¹⁰⁾と題された小・中学校用指導資料が作成された。2016（平成28）年3月には、「『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」¹¹⁾小学生版と中学生版を作成した。その内容の一部を表3に示した。

以上をまとめると東京都は、子供たち一人一人が道徳的価値の自覚及び自己の生き方について考えを深めるための教材を独自に作成・配布しており、これらの教材集は、道徳の時間だけでなく、他の教科等での活用もできるように工夫されていた。さらに、道徳教育を家庭や地域と連携して進めていくための取組みとして、リーフレット配布に加えて土曜日に「道徳公開授業」を実施して、社会に開かれた教育課程を実践していた（表4）。

今後の課題としては、道徳の教科化に伴い検定教

科書の使用が始まるが、これまでに作成してきた教材集を授業の流れの中でどのように活用すべきか、教科書との併用を検討することが挙げられる。

4.2 福島県独自の道徳資料

次に、福島県は、福島県の子供たちに郷土や国に対する愛着や誇りをはぐくむことを目指し、ふくしま道徳教育資料集「第Ⅲ集：郷土愛ふくまの未来へ」¹²⁾を2015（平成27）年3月に発刊している。これは、2013（平成25）年の「第Ⅰ集 生きぬく・いのち」¹³⁾、翌年の「第Ⅱ集 敬愛・つながる思い」¹⁴⁾に続いて発行されたものである。なお、2016（平成28）年3月補訂版が発刊されている。

東日本大震災を経験した福島県の子どもに対して、命の尊さ・思いやり・家族・郷土の大切さを深く考える中身となっている。まえがきには、福島県教育庁義務教育課長名で「震災等の経験を通して子どもたちは、いのちの尊さや家族、郷土の大切さを実感することになりました。そうした今だからこそ道徳教育を通して、いのちの尊さや家族のつながり、自分を育ててくれた郷土への愛着、さらには人間が抗いきれない自然の驚異・畏敬などについて、子どもたちとともに、改めて向き合うことがとても大切であると考えました」と発刊の意図が述べられている。

表4 道徳地区公開授業の取組み

1 趣旨	<p>(1) 意見交換を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。</p> <p>(2) 道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図る。</p> <p>(3) 道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進する。</p>
2 実施校	<p>区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（全校） 1,889校</p> <p>都立中学校及び中等教育学校（全校） 10校</p> <p>区立特別支援学校 3校</p> <p>都立特別支援学校 22校</p> <p style="text-align: right;">合計 1,924校</p>
3 対象者	保護者、地域の方々、教員
4 内容	<p>(1) 授業参観</p> <p>(2) 参観者による意見交換会</p>

（東京都教育委員会ホームページより引用・筆者作成）

取り上げられた資料について、「その多くが未曾有の大震災、原発事故の中から生まれたエピソードを素材にしていることから、震災の記録でもあります。震災の体験を共有してきた子どもたちとともに、極限の状況の中での人間の美しさや崇高さ、しなやかさなどについて、資料を通して感動する体験を重ねることができるものと思います」と述べている。例えば、小学生対象の「きぼうの水族館 ～アクアマリンふくしま～」の設定した理由は以下の通りである¹³⁾。

・飼育員の津崎さんが生き物たちの命を守るために必死にその対応に追われる姿や避難先の千葉県で生まれたゴマフアザラシの『きぼう』を通して、子どもたちは「いのち」が多くの人々に支えられ継がれていくことを学ぶことができます。ただ、そのことを自分自身のこととしてとらえさせていくためには、アクアマリンふくしまに寄せられる全国の水族館関係者からの支援、再開を願う全国からの多くの応援の声に応えるために、再オープンに向けてあきらめずに取り組む津崎さんたちの姿に着目させ、希望や勇気を持って最後まで頑張り抜くことが、「いのち」を継いでいくことにつながるということを子どもたちに気付かせていくことが大切であると考えました。そのようなことから、この教材の価値は「1の(2)希望・勇気・不撓不屈」として設定されています。

このほか、小学校・中学校だけでなく、高等学校に対しても、「ふくしまの復興のあゆみとこれから～データ資料をもとに復興と自分との関わりを考えさせる道徳教育」をテーマに教材を作成している。小学校から高等学校までを通した「ふくしまっ子」を育成している。

これらのことを通して、東日本大震災で受けた児童生徒の心の傷を癒すとともに、これから災害等の様々な試練に立ち向かえるような人間性を培うことを期待して道徳教育を行っていることが伺える。また、家庭との連携した取組みとしてリーフレットの作成があり、道徳教育家庭用リーフレット「道徳のとびら」¹⁵⁾を作成、配布している。

4.3 自治体独自の道徳資料の特徴

東京都と福島県のそれぞれの道徳教材資料をまとめていくと、取り上げられている「題材」は、それぞれの「地域性」を重要視し、かつ学年や発達段階を踏まえた内容構成であることが共通するところである。合わせて、これらの教材資料集は、道徳教育

を家庭や地域と連携して進めていくための取組みとして、リーフレットの作成や配布が行われていることも共通点と言える。

2つの資料の差異については、東京都の教材は「道徳の時間」だけでなく、他の教科等での活用ができるように工夫がされている。これは福島県においても他の教科を意識したカリキュラム・マネジメントの視点はあがるが、それ以上に福島県の場合は東日本大震災からの「復興」との関連が強いとと言える。

今後の課題としては、道徳の教科化に伴い検定教科書の使用が始まる中で、これまで自治体独自で作成してきた教材資料との関わりをはじめとする活用する方法等を事例毎に検討する必要がある。

5. まとめ

上記の結果から、リサーチクエスションに対する回答は以下ようになる。

1点目は、各県の指導教材の取組みを比較することで、道徳の学習指導要領の内容に合致している共通項と各県独自の内容があるのではないかという点については、「道徳」の指導要領で示されている教えるべき項目については両自治体とも盛り込んだ教材作成を行っている。一方で、災害や自治体の歴史といった項目については、自治体独自の話を盛り込み、児童生徒にとって、身近で興味深い内容となるような教材設定がなされていた。

2点目は、各県独自の取組みは、各県の課題と一致しているのではないかという点については、例えば、福島県では東日本大震災の経験を通して、復興と自分との関わりを考えさせることで、自己を大切にすること、1つ1つの事象に人間が関わっている、命を大切にすることを教育している。また、東京都では規範意識を育てることを教育課題としており、道徳教育を通して規範意識の定着を図ろうとした教材作成を行っている。

最後に、今回は公表されている資料を元に比較した結果であり、実際に「道徳科」が実施された場合の指導方法については、具体的に明らかにする上では多くの課題が残っている。特に、これまでは副読本として位置づけられていた「心のノート」「私たちの道徳」から教科書への移行、つまり、必ず教科書を使用しなければならないとなった場合、自治体独自の読み物教材と教科書の兼ね合いが難しくなることが懸念される¹⁶⁾。どちらも学習指導要領に則った教育である以上、問題は生じないとする見方もある一方で、自治体・地域に根差した特色ある道徳教育の活動がどこまで担保できるのかという点は議論の余地が残されている。

つまり、検定教科書と自治体独自の教材・資料集をどのように組み合わせて授業作りをするかの点については、今後も継続的な調査研究が必要である。この点については、特に道徳の指導要領にもある「郷

土を愛する」ことと「国を愛する」ことの整合性をどのように保つのかという点につながるのであろうと予測する。

注

†1) 佐藤ら³⁾に今後の道徳の教科化に関する学習指導要領のまとめが記載されている。

文 献

- 1) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成20年3月告示）．東京書籍，東京，2008.
- 2) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）．東山書房，京都府，2008.
- 3) 佐藤典子，佐久間邦友，田中真秀：道徳の「教科化」における課題と教材・指導資料に関する一考察—地方自治体と東北6県の取組み事例から—．郡山女子大学紀要，(53)，303-316，2017.
- 4) リサーチ・ナビ国立国会図書館：道徳の教科書・副読本・教師用指導書．
http://rna.nsl.go.jp/research_guide/entry/post-642.php，2009．(2017.11.14確認)
- 5) 文部科学省中央教育審議会：幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）．
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm，2016．(2017.11.14確認)
- 6) 文部科学省：学習指導要領「生きる力」—新学習指導要領—（平成29年3月告示）．
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm，2017．(2017.11.14確認)
- 7) 文部科学省：各自治体において作成した道徳に関する教材・指導資料等の例．
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/_icsFiles/afieldfile/2016/08/09/1222218_1.pdf，2014．(2017.11.14確認)
- 8) 東京都教育委員会：道徳教育．
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/doutoku.html>，2016．(2017.11.14確認)
- 9) 東京都教育委員会：東京都道徳教育教材集活用のための資料集．
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/doutoku/shiryoushu.htm>，2016．(2017.11.14確認)
- 10) 東京都教育委員会：子供たちの規範意識を育てるために．
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/doutoku/pamphlet.pdf>，2016．(2017.11.14確認)
- 11) 東京都教育委員会：「特別の教科道徳」移行措置対応東京都道徳教材集．
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/doutoku/ikoutaiou_kyouzaishu.html，2016．(2017.11.14確認)
- 12) 福島県教育委員会：ふくしま道徳教育資料集．
http://www.gimu.fks.ed.jp/htdocs/?action=cabinet_action_main_download&block_id=75&room_id=1&cabinet_id=1&file_id=10&upload_id=82，2015．(2017.11.14確認)
- 13) 福島県教育委員会：ふくしま道徳教育資料集．
http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/doutoku/h24/fukushima_doutoku_siryoushu_1_b.pdf，2013．(2017.11.14確認)
- 14) 福島県教育委員会：ふくしま道徳教育資料集．
http://www.gimu.fks.ed.jp/htdocs/?action=cabinet_action_main_download&block_id=75&room_id=1&cabinet_id=1&file_id=126&upload_id=1610，2015．(2017.11.14確認)
- 15) 福島県教育委員会：道徳のとびら．
http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/doutoku/doutoku29_2.pdf，2016．(2017.11.14確認)
- 16) 中央教育審議会教育課程部会教育課程企画特別部会：次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（案）．
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm，2016．(2017.11.14確認)

（平成29年12月28日受理）

A Study on the Teaching Materials of Morals

Maho TANAKA, Kunitomo SAKUMA and Noriko SATO

(Accepted Dec. 28, 2017)

Key words : "subject-ization" of moral education, course of study

Correspondence to : Maho TANAKA

Department of Health and Sports Science
Faculty of Health Science and Technology
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan

E-mail : mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.27, No.2, 2018 575 – 583)

